

越谷市火災予防規則の一部を改正する規則

越谷市火災予防規則（平成15年規則第57号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第13条第4号中「ふた」を「蓋」に改める。

第14条第1号の次に次の1号を加える。

(1)の2 条例第42条の3第2項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画の届出 第2号様式の2

第14条第11号の次に次の1号を加える。

(1)の2 条例第45条第6号に規定する露店等の開設届出 第12号様式の2

第1号様式その1中「がん具」を「玩具」に改める。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第 1 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第12号様式の2 (第14条関係)

露店等の開設届出書

越谷市消防長 宛				年 月 日				
届出者				住所				
氏名				電話		印		
開設期間	自	年	月	日	営業時間	開始	時	分
	至	年	月	日		終了	時	分
開設場所								
催しの名称								
開設店数				消火器の準備本数				
現場責任者 氏名	(電話 —)							
※ 受付欄				※ 経過欄				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 露店等の開設場所及び消火器の準備場所に係る略図を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条、第13条第4号及び第1号様式その1の改正規定は、公布の日から施行する。